

サイバーセキュリティ人材の育成に関する
施策間連携ワーキンググループの運営について

平成29年6月26日
サイバーセキュリティ人材の育成に関する施策間連携ワーキンググループ
主査決定

「サイバーセキュリティ人材の育成に関する施策間連携ワーキンググループの設置について」（平成28年3月10日普及啓発・人材育成専門調査会会長決定）第8項に基づき、サイバーセキュリティ人材の育成に関する施策間連携ワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

WG会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、WG主査が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

2. 配布資料の公開について

WG会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、WG主査が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。

以上